

# 新田塚学園同窓会 会則

## 【 総 則 】

第1条 本会は、学校法人新田塚学園同窓会「憧憬会」（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の教育発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 会員相互および母校との連絡および広報活動を行うための事業
- (3) 研修会、講演会などを開催するための事業
- (4) 学校法人新田塚学園との連携並びに学園の発展に寄与するための事業
- (5) 会員情報の適切な管理、保管
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会の事務局は福井医療大学事務課に置く。

## 【 組 織 】

第5条 本会の会員は、正会員および特別会員とする

- (1) 正会員      ア 福井高等看護学院卒業生  
                  イ 福井医療技術専門学校卒業生  
                  ウ 福井医療短期大学卒業生  
                  エ 福井医療大学卒業生

(2) 特別会員 学校法人新田塚学園に勤務する教職員およびその退職者

第6条 会員は規約により会費を納めなければならない。

## 【 役 員 】

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：2名
- (3) 理事：20名以内
- (4) 会計：3名 1名は福井医療大学事務職員をもってこれに充てる
- (5) 監事：3名 1名は福井医療大学事務責任者をもってこれに充てる

第8条 本会の役員は会員の中より総会時選出する。

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 前条第4項、第5項に規定する福井医療大学事務職員、事務責任者は、その職の在任期間とする。

(3) 役員は任期満了前に退任しようとする時は、役員会の承認を得なければならない。

(4) 補充された役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

第9条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐する。

(3) 理事は本会の運営に必要な業務を審議、執行する。

(4) 会計は本会事業に必要な、予算決算を行い、適切な経費執行の管理を行う。

(5) 監事は、本会の会計を監査し、その適否を総会に報告する。

### 【 総 会 】

第10条 定期総会は2年毎に開催することを原則とする。但し、必要により臨時総会を開くことができる。または、総会を通信により開催することができる。

第11条 総会において、次の事項を決定する。

(1) 事業方針の承認

(2) 計算書類の承認

(3) その他重要事項の決定

### 【 役 員 会 】

第12条 役員会は第7条、第1項より第5項までの役員を以て構成する。

第13条 役員会は総会の前に之を開く。

第14条 役員会において、次の事項を審議する。

(1) 予算、決算および、事業計画

(2) 会則の変更に関する事項

(3) その他の必要事項

### 【 会 計 】

第15条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(1) 会費に関する事項は役員会において審議し、総会で決定する。

(2) 本会の会費は次のとおりとする。

正会員：終身会費 8,000円

特別会員：免除

第16条 会費の納入は、在学中の4年次後期に一括納入するものとする。ただし、当該年度末までに、卒業できなかった場合は、会費を返還する。また、既に終身会費を納入している場合は、二重に納入はしないものとする。

【 附 則 】

- 1 この会則は昭和54年4月29日に定める。
- 2 昭和62年2月25日改正
- 3 平成20年9月1日改正
- 4 令和2年9月23日改正